

福山市特定離職者雇用促進補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の増加に対応するため、緊急的な雇用促進を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する市内の事業主に対して、予算の範囲内で、福山市特定離職者雇用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて定めるものとする。
- 2 補助金の交付について、この要綱に定めのない場合は、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）によるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「特定離職者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により離職（内定取消しを含む。以下同じ。）を余儀なくされた者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 2020年（令和2年）1月24日以後に、次に掲げるいずれかの事由で離職した者
 - ア 倒産又は休業によるもの
 - イ 内定取消しによるもの
 - ウ 労働契約期間満了によるもの
 - エ 解雇、希望退職の募集、退職勧奨など事業主の働きかけによるもの
 - オ 労働者の判断によるもの（個人事業主の廃業など）
 - (2) 前号による離職後、次に掲げるいずれかで就業しているもの
 - ア 2021年（令和3年）1月1日から同年12月31日までの間に離職前の事業主とは異なる事業主に雇用され、かつ、福山市内の事業所に就業している者
 - イ 2020年度（令和2年度）に福山市特定離職者雇用促進補助金において、第2期分の交付を受けておらず、継続して同じ事業所に就業している者
 - (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による被保険者（ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。）であり、雇用期間の定めのないこと。
 - (4) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - (5) 福山市内に居住する者

(補助対象事業者)

- 第3条 補助対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 福山市内に事業所を有している者
 - (2) 2021年（令和3年）1月1日から同年12月31日までの間に特定離職者を雇用し、3か月以上継続して雇用する意思がある者
 - (3) 広島県が実施する新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金の支給の決定を受けていないこと。
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者ではないこと。
 - (5) 暴力団関係者ではないこと。
 - (6) 市税の滞納がないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、特定離職者を雇い入れた日から起算して最初の3か月を第1期、次の3か月を第2期とし、6か月間を上限とする。また、2020年度（令和2年度）に福山市特定離職者雇用促進補助金において、第2期分の交付を受けていない場合は、第2期分として3か月を上限とする。

なお、起算日は、賃金締切日が定められている場合は雇入日後において、その日に最も近い賃金締切日の翌日とし、雇入日が賃金締切日の場合は雇入日の翌日とし、雇入日が賃金締切日の翌日の場合は雇入日とする。

2 補助対象期間中に当該年度の末日が到来する場合は、その日前において、その日に最も近い賃金締切日を補助対象期間の末日とする。

(補助金の上限額等)

第5条 補助金の額は、特定離職者1人につき月額10万円を上限とし、補助対象事業者が支払った月額賃金に相当する額を交付する。ただし、いずれかの補助対象期間中に、雇用した特定離職者が離職又は特定離職者の雇止めを行った場合には、当該補助対象期間中に係る補助金は交付しない。

2 補助金の対象となる特定離職者の雇用は、補助対象事業者1人につき5人を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象事業者は、本要綱施行日前に特定離職者を雇い入れた場合には、本要綱施行日の翌日から起算して2か月以内に、本要綱施行日以後に特定離職者を雇い入れた場合には雇入日の翌日から起算して2か月以内に、福山市特定離職者雇用促進補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 特定離職者との雇用契約を証する書類（契約書等の写し）
- (2) 誓約書
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であることを証する書類
- (4) 特定離職者の住所を証する書類
- (5) 特定離職者が週30時間以上勤務することが分かる書類（第1号の書類で確認できる場合は省略可）
- (6) 市税完納証明書
- (7) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、福山市特定離職者雇用促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の変更及び取下げ)

第8条 補助対象事業者は、申請の変更又は取下げる場合は、事由の発生した日から起算して30日以内に、福山市特定離職者雇用促進補助金申請変更・取下申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、補助金の支給の対象となる特定離職者に係る補助対象期間が経過するごとに、当該補助対象期間の末日が属する月の翌月末又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、また本要綱施行日前に特定離職者を雇い入れた場合で、施行日時点において補助対象期間を経過している場合、本要綱施行日の翌日から起算して2か月以内に、福山市特定離職者雇用促進補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 特定離職者の出勤状況が確認できる書類（出勤簿等）
- (2) 特定離職者の月額賃金の支払実績が確認できる書類（賃金台帳等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の報告を受けたときは、補助対象期間ごとに補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付の要件に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、福山市特定離職者雇用促進補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は2021年（令和3年）6月28日から施行し、同年1月1日以後に行う特定離職者の雇用について適用する。